

日野税務署からのお知らせ

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	時間	対象者
1月22日(月) ～1月25日(木)	多摩市役所西会議室 多摩市関戸6-12-1	午前9時30分から 午後5時00分まで (受付は午後4時まで) 【事前申込をお願いします】 ※一部、当日入場整理券の配付を行います。なくなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。	・年金受給者 ・給与所得者
1月26日(金)	ふれんど平尾 稲城市平尾1-9-1	午前9時30分から 午後5時00分まで (受付は午後4時まで) 【事前申込が必要です】 ※当日入場整理券の配付は行っていません。	・小規模納税者 (所得金額 300万円以下)
1月30日(火) ～2月1日(木)	稲城市地域振興プラザ 稲城市東長沼2112-1		

○ **土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。**

○ 申告書等の提出のみの場合は、日野税務署に直接お持ちいただくか、東京国税局業務センター武蔵府中分室宛て郵送でご提出ください。

○ 令和5年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンライン又は電話による**事前申込**を受け付けます。

○ オンラインによる事前申込は、令和6年1月10日(水)から可能となります。

詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。

○ 電話による事前申込は、令和6年1月10日(水)から可能となります。

【**事前申込専用番号：03-6745-6350**】(受付時間：平日午前9時～午後4時)に

電話の上、オペレーターに「管轄の税務署(日野税務署)」「ご希望の会場及び相談日時」

「ご相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。

なお、「事前申込専用番号」以外(税務署及び地方団体)での電話申込は受け付けておりません。

また、電話が大変混みあう可能性がありますので、オンラインによる事前申込の利用をご検討ください。

○ 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。

○ ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等(詳しくは裏面の「お持ちいただくもの」をご覧ください。)をご持参ください。

事前申込サイト



https://coubic.com/hinozei/booking_pages#pageContent

確定申告は

スマホからがおすすめです!



【国税庁ホームページ】

「国税庁 e-Tax キャラクター イータ君」



【問合せ先】 〒191-8520 日野市万願寺 6-36-2 Tel. 042 (585) 5661 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

(裏面もご覧ください。)

申告書作成会場の開設について

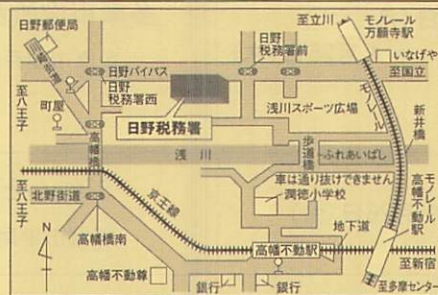
～スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日(金) ～ 3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	日野税務署	日野市 万願寺 6-36-2	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配付状況に応じて受付を早く締め切る場合があります。 【相談】 午前9時から午後5時まで

お持ちいただくもの

- ① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ② マイナンバーカード(※)
 - ※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
 - ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
 - ・ 運転免許証等の身元確認書類
 - ・ 通知カード等のマイナンバーが分かる書類

案内図



入場整理券

- 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 当署の駐車場は使用できません。臨時駐車場も設置しませんので、お車での来署はご遠慮ください。

事前に準備いただきたいこと

- マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。
- 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要
- 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要)
- e-Taxでデータ送信

オンラインで事前発行

友だち追加は
こちらから!



LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

マイナポータル連携の概要は
こちらから!



マイナポータル連携の事前準備は
こちらから!



(注) ただし、2月25日の日曜日は開場します。

郵送での提出先は東京国税局業務センター武蔵府中分室です

- 申告書等の提出のみの場合は、日野税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
なお、申告書等を郵送により提出する場合には、東京国税局業務センター武蔵府中分室宛てにご提出ください。

〒183-8510 東京都府中市本町 4-2 **東京国税局業務センター武蔵府中分室(日野税務署)**へ郵送

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。

なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。

確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください!!

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド
(税額の計算方法)

